

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年3月7日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

生活状況に変化があった場合は常に報告、通帳を確認してもらっていた。平成31年1月1日に保護廃止となり、廃止後に最終支給分の返金をし、当時の担当職員と相殺を確認している。

担当職員には現状返済は困難との旨を話しているが、何年後でも構わないと言う。何で今頃になっての通知なのか不審に思う。

返還金についての担当職員をたらい回しにして責任逃れし、調査に時間を要したなど3年と時間が経ち過ぎている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| | |
|-------|------|
| 年 月 日 | 審議経過 |
|-------|------|

| | |
|------------|--------------|
| 令和5年 8月17日 | 諮問 |
| 令和5年11月13日 | 審議（第83回第3部会） |
| 令和5年11月17日 | 処分庁へ調査照会 |
| 令和5年11月28日 | 処分庁から回答を収受 |
| 令和5年12月11日 | 審議（第84回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準である「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。

(3) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・イ・(ア)は、収入の認定における指針として、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定する

こととしている。

また、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問7-33は、被保護者の離婚に伴う養育費の取扱いは、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定するとしている。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）・問13-2は、収入増の事実が事後になって明らかとなった場合の保護費の戻入、返還等の取扱いに関して、保護費の額を遡及変更して過渡分を戻入することは、収入増の事実が明らかとなった月を含めた3か月程度を限度と考えるべきであり、それ以前の返納額は法63条の規定により処理すべきである、としている。なお、問13-4は、収入増の事実が明らかとなった月を含めた3か月分についても、法63条の規定による返還として決定して差し支えない、としている。

(4) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。

(5) 次官通知、運用事例集及び問答集の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集及び問答集は、法の具体的な解釈・運用の指針である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 平成29年12月、請求人が同年11月から養育費をもらえなくなったと申告したことから（本件収入申告1）、処分庁は、同月1日以降の請求人世帯の保護費を変更する旨の保護変更を行ったこと。
- (2) 平成30年6月の請求人による申告（本件収入申告2）及び令和3年10月の本件調査への各回答により、請求人は、平成29年11月1日から平成30年6月30日までの間（本件期間）、元夫から284,282円（〇〇信用金庫の口座への入金額29,892円及び〇

○銀行の口座への入金額254,390円の合計額)を養育費として受領していたこと。

- (3) 処分庁は、令和4年2月25日、本件期間において請求人に生じていた元夫からの仕送り収入284,282円に相当する保護費の返還を求める処分(本件処分)を行ったこと。

養育費は収入として全額が収入認定されるべきところ(1・(3)・ア)、処分庁は、請求人世帯における養育費については、本件期間に当たる平成29年11月から平成30年6月までの間の保護費から控除するのではなく、法63条の規定による返還の対象とすることとした(同・イ)。ケース記録票によれば、処分庁は、このような取扱いをすることについて、請求人に伝え、了承を得ていたことが認められる。そうすると、本件期間中、養育費が収入認定されず、その分の控除がされていない保護費を受給していた請求人は、法63条の規定により、本件期間中の養育費の収入に相当する金額を返還することが求められるというべきである。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき適正に行われたものであり、返還金額の計算に当たって違算は認められないから、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、なぜ今頃になって返還の通知があったのか、時間が経ち過ぎているのではないかなどとして、本件処分の違法又は不当を主張する。

確かに、請求人が本件収入申告書2等を処分庁に提出したのは平成30年5月28日であり、令和4年2月25日に処分庁が本件処分を行い、同年3月7日に本件処分通知書を請求人に送付したのであるから、処分庁による事実の把握から本件処分及びその通知に至るまでに4年近くが経過していることが認められる。

このことについて、処分庁は、審査会の調査に対し、収入認定の遡及期限を超過した収入に係る法63条に基づく返還処理は通常、速やかに行われるところ、本件では、平成30年当時の担当職員の業務多忙などにより、取り急ぎ同年7月分から収入認定が行われ、本件期間中の収入に係る法63条に基づく返還処理は後日行われることとなったが、それが行われず、後任の職員が未処理案件として発見し、返還処理に当たって慎重を期すために、法29条に基づく本件期間に係る請求人の預金調査を行うなどしたことから時間を要した、という旨を回答している。事

務手続に遅れがあったことは処分庁も自認するところであり、真摯な対応がなされるべきであった。しかし、請求人が法63条の規定に基づき保護費の返還を求められることは上記2で述べたとおりであるから、処分庁が本件処分を行うまでに時間を要したことをもって、本件処分を取り消すほどの瑕疵があるとまではいうことはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙(略)